

ミラノ・コルティナ2026 パラリンピック冬季競技大会

日本代表選手団員等の 広告宣伝における 肖像利用に関するガイドライン

公益財団法人日本パラスポーツ協会

日本パラリンピック委員会

Ver.1.0



はじめに

本ガイドラインは、ミラノ・コルティナ2026パラリンピック冬季競技大会に出場する、

(1) 日本代表選手団員(以下「大会参加者」)

(2) 競技団体

(3) 大会参加者が勤務・所属する企業/

在学する学校(以下「所属先」)

(4) (1)~(3)までのそれぞれのスポンサー等

上記の皆さんに、パラリピックの知的財産や、パラリンピックに向けたマーケティング活動の意義を説明し、これらのマーケティング活動の権利を損なわずに、いかに大会参加者が広告・宣伝活動に出演できるかについて、説明したものです。

広告・宣伝活動を行う場合、本ガイドラインを参考のうえ計画実行してください。

目次

● Chapter 1

序文および背景

- P4 アンチ・アンブッシュの必要性
- P5 オリンピック・パラリンピックパートナー/スポンサー
- P6 JPCオフィシャルパートナー

● Chapter 2

【団体・企業等が発信する場合】

大会期間中の大会参加者の肖像使用〈広告・宣伝活動〉

- P8 肖像使用条件(審査の判断基準)について
- P10 肖像使用の申請手続きについて

● Appendix

- P13 その他
- P14 IPC/JPC/ミラノ・コルティナ2026 公式アカウント等
- P15 資料等
- P16 お問い合わせ

Chapter 1

序文および背景



アンチ・アンブッシュの必要性

パラリンピック大会の準備・運営には、多額の財源が必要です。この財源を確保するために、パラリンピックの知的財産を使ったマーケティング活動が行われています。

**このため、パラリンピックの知的財産の権利を保護し、
無断使用、不正使用、流用等の
アンブッシュマーケティングを防止することが必要です。
(＝アンチ・アンブッシュ)**

日本パラリンピック委員会(以下、「JPC」)は、国際パラリンピック委員会(以下「IPC」)から、IPCの独占的な所有物であるパラリンピックの知的財産(以下、総称して「パラリンピックに関する知的財産」という)の日本国内における運営・管理を任せられ、JPCパートナー制度の導入により財源確保のためのマーケティング活動を行っています。この多額な協賛金の対価として、JPCパートナーには、パラリンピック日本代表選手団をテーマとした宣伝活動を行う権利が認められています。

一方で、これらのパラリンピックに関する知的財産を無断使用、不正使用ないし流用することは、IPC及びJPCの権利を侵害するばかりでなく、パートナー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。このため、これらの知的財産を保護し、アンブッシュマーケティング(以降、"アンブッシュ")を防止することが必要となります。

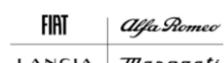
※詳細は『日本代表選手団員等のマーケティング・デジタルメディアガイドライン』をご参照ください。

オリンピック・パラリンピックパートナー/スポンサー

オリンピック・パラリンピック ワールドワイドパートナー



オリンピック・パラリンピック プレミアムパートナー



オリンピック・パラリンピック パートナー



オリンピック・パラリンピック スポンサー



2025年12月10日時点

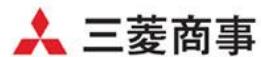
JPCオフィシャルパートナー



airweave

MS&AD

MS&ADインシュアランスグループ



Chapter 2

【団体・企業等が発信する場合】

大会期間中の大会参加者の肖像使用

〈広告・宣伝活動〉

※参照 IPC「ATHLETE SPONSORSHIP AND ADVERTISING REGULATIONS」



肖像使用条件(審査の判断基準)について

大会参加者のアスリートスポンサー等による、ミラノ・コルティナ2026大会期間中に大会参加者の肖像(写真、名前、イメージ、スポーツパフォーマンス)を使用した商業活動、広告・宣伝活動はアンブッシュの恐れがあります。そのため、アスリートスポンサー等は、2026年1月9日(金)以降に新たに掲出する広告を、大会期間中に掲出することには制限が設けられています。

については、JPCに申請された肖像使用の内容は、下記の基本条件をもとに可否が判断されます。

①掲出時期

2026年1月9日(金)以前から継続的に掲出されている広告素材であり、パラリンピックの注目度が最も高まる時期を狙った広告等ではないこと。

②表現

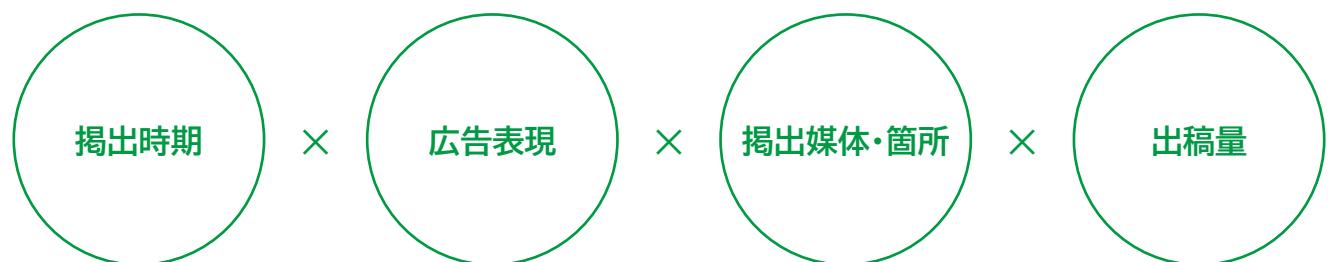
パラリンピックやパラリンピック日本代表選手団をイメージさせる広告内容ではないこと。
※イメージはコピー・ナレーション、選手が着用する服装、場所、シーンなどの複合的な要素によって判断される。

③掲出媒体・箇所

パラリンピックの開催に合わせた中継番組、特集ページではないこと。
※媒体とは新聞・雑誌広告、テレビラジオCM、屋外広告、交通広告、チラシ、インターネットやSNSによる広告・宣伝等、全ての広告媒体を指す。

④出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、極端に増加した広告出稿量ではないこと。



肖像使用条件(審査の判断基準)について

ミラノ・コルティナ2026大会期間(=肖像規制期間)

2026年2月27日(金)から3月17日(月)(開会式7日前～閉会式2日後)

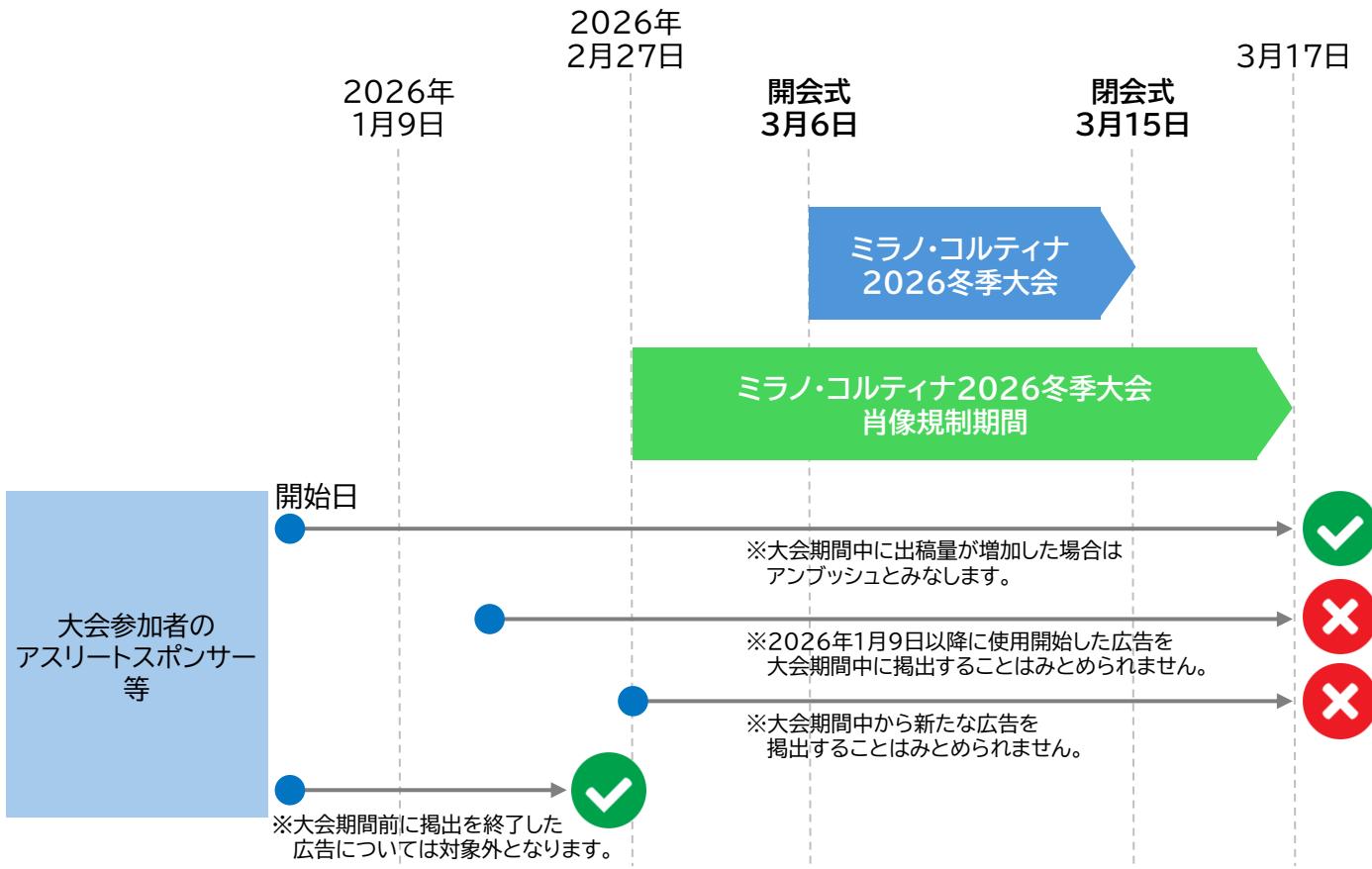
※大会開催日は2025年3月6日(木)～3月15日(土)

※SNSの適用期間は2025年2月26日(木)～3月23日(月)

※大会期間中はIPC「ATHLETE SPONSORSHIP AND ADVERTISING REGULATIONS_Milano Cortina 2026 PARALYMPIC WINTER GAMES」をふまえたJPCのルール(本ガイドライン)が適用されます。

※大会参加者のアスリートスポンサー等が、大会期間中に広告・宣伝を掲出する場合は、本資料に従い、**JPCから事前承認を受ける必要があります。**

※大会参加者のアスリートスポンサー等が、JPCの承認を受けずに広告・宣伝を掲出し、アンブッシュにあたる広告掲出を行った場合は、ミラノ・コルティナ2026パラリンピックへの参加資格が剥奪される等の可能性がありますので、十分に注意してください。



肖像使用の申請手続きについて

大会参加者のアスリートスポンサー等が、大会期間中に大会参加者の肖像を使用する場合は、本ガイドラインに則り、事前に肖像使用に関する申請書類を大会参加者が所属するNFを介してJPCへ提出し、承認を得る必要があります。

● 申請締切:

2026年1月9日(金)

※審査・修正等に時間要する場合があります。

※締切り後の申請は受付致しませんのであらかじめご了承下さい。

※新規広告の場合も早めに申請をして下さい。

<注意事項>

*申請内容がアンブッシュに該当すると判断された場合は、その内容を修正・変更する必要があります。時間に余裕を持って申請してください。

*審査をする上で、記載内容が不十分な書類は受理できませんので、ご注意ください。

*広告は、**2026年1月9日(金)**以前からの継続的掲出であることが条件になります。

● 申請書類:

①広告・宣伝出演申請書

②広告・宣伝出演等に関する誓約書

③広告・宣伝内容の企画書(添付書類として提出する場合)

※申請様式は競技団体等に配布、JPCwebサイトに掲出

● 申請方法:

大会参加者またはその代理人がNFを介して電子データにて
JPCへメール申請

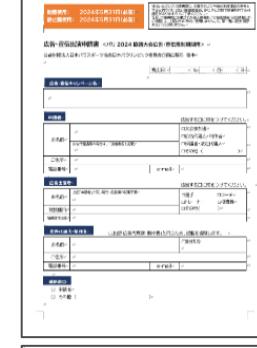
<申請先>

公益財団法人日本パラスポーツ協会

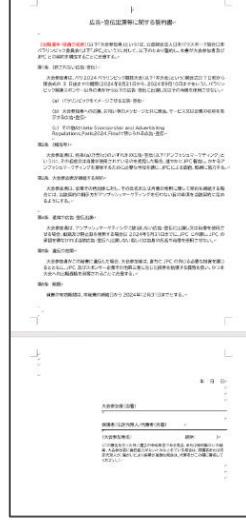
日本パラリンピック委員会 広報課宛

E-mail:jpsa-kikaku@parasports.or.jp

▼広告・宣伝出演申請
(見本)



▼広告・宣伝出演等に
関する誓約書(見本)



※ソーシャルメディア広告は全体計画をJPCに通知する

※国際キャンペーン(複数の国の選手を起用し、複数の国のターゲットに向けた活動)はIPCに通知する
(IPC指定のオンラインプラットフォームによる)

※申請承認後の内容等の変更は原則としてできない

肖像使用の申請手続きについて

申請～広告・宣伝開始までの注意事項

申請受付日から2週間を目安に、JPCから承認可否を回答します。



初回の申請時に承認不可となった場合は
至急修正・変更を行ってください。



広告等を出す前に、最終完成物をJPCに提出し
最終承認を受けてください。



2026年1月9日(金)までに
広告・宣伝を開始してください。

Appendix



その他

国内競技団体(NF)による事業

国内競技団体(NF)は大会期間中、イベントやプロモーションに大会参加者の肖像を使用することができます。

ただし、パラリンピック日本代表をテーマとするイベント・PRは禁じられています。

大会参加者に関する製作物

非営利団体であっても知的財産を使用したグッズ製作はできません。

国内競技団体(NF)及び大会参加者によるスポンサー、所属先の紹介

知的財産を使った紹介はできません。

パラリンピック以外の競技大会における日本代表に関する表現は、パラリンピックと混同されないように、大会名などを明記してください。

IPC/JPC/ミラノ・コルティナ2026 公式アカウント等

推奨ハッシュタグ(非営利団体・日本代表選手団員個人の利用のみ)

#MilanoCortina2026	#jpc
#paralympic	#TEAMJAPAN
#parasports	#がんばれニッポン

公式ウェブサイト

- IPC:
<https://www.paralympic.org/>
- JPC:
<https://www.parasports.or.jp/paralympic/jpc/milanpara2026/index.html>
- ミラノ・コルティナ2026:
<https://www.olympics.com/en/milano-cortina-2026/paralympic-games>

Facebook

- IPC:
<https://www.facebook.com/paralympics>
- JPC:
<https://www.facebook.com/jpcsports>
- ミラノ・コルティナ2026:
<https://www.facebook.com/OlimpiadiMilanoCortina2026>

X

- IPC:
<https://x.com/Paralympics>
- JPC:
https://x.com/paralympic_jpc
- ミラノ・コルティナ2026:
<https://x.com/milanocortina26>

TikTok

- IPC/ミラノ・コルティナ2026:
<https://www.tiktok.com/@paralympics>

Instagram

- IPC:
<https://www.instagram.com/Paralympics/>
- JPC:
https://www.instagram.com/paralympic_japan/
- ミラノ・コルティナ2026:
<https://www.instagram.com/milanocortina2026>

資料等

※本ガイドラインは、以下にあるIPC発行の原文に基づき作成しております。

主な資料名	オリジナル
<u>IPC Handbook</u> https://bit.ly/44xZrEz	英語版
<u>Athlete Sponsorship and Advertising Regulations</u> https://bit.ly/4pdss0M	英語版
<u>IPC Social and Digital Media Guidelines</u> https://bit.ly/3M81xVt	英語版
<u>Social and Digital Guidelines FAQ for Accredited individuals other than Athletes</u> https://bit.ly/48843Uj	英語版
<u>Social and Digital Guidelines FAQ for Athletes</u> https://bit.ly/4oqcUph	英語版

問い合わせ

JPC申請書類提出および問い合わせ先

公益財団法人日本パラスポーツ協会
日本パラリンピック委員会 広報課宛

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町 2-13-6
E-mail:jpsa-kikaku@parasports.or.jp